



# テレワーク・セミナー 開催のお知らせ

主催：厚生労働省

11.27の第7回はテレワークを活用した地方でのビジネス実践に課題をお持ちの企業・団体の皆さま必見です!!

テーマ

## 地方でのビジネス実践もテレワークは不可欠

地方でのビジネスは、人材不足や市場規模の限界、交通・物流の制約、情報発信力の弱さなど多くの課題を抱えています。テレワークはこれらを打開し、地域外からの優秀な人材確保や広域市場へのアクセス、迅速な情報共有を可能にします。本セミナーでは、地方ビジネスの課題解決に向けたテレワーク活用の具体策と成功事例を紹介し、さらに労務管理の専門家を交え、労務管理の留意点を、わかりやすく解説します。



### 〈趣旨・目的〉

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ICT）を活用して、時間や場所を有効に活用でき、さまざまな生活スタイルに応じた柔軟な働き方を可能にします。育児・介護による離職防止、採用の強化はもちろん、DX促進、BCP対策、社員のエンゲージメント向上や障害者雇用などによる労働人口の確保などテレワークには多くのメリットがあります。

本セミナーでは、労務管理セッションでのテレワークガイドラインの徹底解説、テレワーク導入企業による好事例紹介、テーマごとの導入事例などを紹介します。加えて令和7年度は各回（全8回）に特別講演として、現在のテレワーク動向や各回テーマに応じて著名な方々の講演を予定しています。育児介護や地方創生、人材確保、オフィスのあり方、マネジメントなど関心の多い課題を中心に講演して頂きます。皆さまのご参加お待ちしております。

開催日

2025年 11月27日(木)

時間

13:00～16:00

参加料

無料

引き続き16:00より個別相談会(会場のみ) / 会場は12:30から受付開始、オンラインは12:50から接続可能

ご希望の方へ差し上げます!  
セミナー後のアンケートで資料希望とお答えください。



『テレワークではじめる働き方改革』  
『テレワークモデル就業規則』など

### ● 講演者のご紹介 ●

#### 特別講演

地方でのビジネス実践も  
テレワークは不可欠



株式会社まちと学びのイノベーション研究所  
代表取締役  
岡野智博 氏

真庭市との官民連携組織（一社）真庭DX戦略推進協議会の事務局長。地域共創のイノベーションを専門とし、テレワーク活用による地方創生・スマートシティ推進に尽力。「テレワークアワード2024 内閣府地方創生大臣賞」受賞。島根県立大学地域政策学部客員研究員。



テレワーク導入企業等の好事例(取組)紹介  
有限会社ジgem 副代表 合田了 氏

1982年生まれ。2000年頃からホームページの作成、管理、スクール内のIT環境整備に従事。入社後は「働きがい」の向上のために社内ルール構築に関わる。デジタル化やテレワーク環境推進を担当している。



テレワーク導入事例紹介&ICT基本事項  
一般社団法人 日本テレワーク協会  
事務局長 村田瑞枝 氏

1991年日本電信電話株式会社入社。人事部人材開発室を経て、マルチメディアビジネス開発部に所属。以降、26年間WEB戦略策定及び実施サポート、システム構築、デジタルマーケティングなどインターネット関連業務に携わる。中小企業診断士。1級ファイナンシャルプランニング技能士。ファイナンシャルプランナー(CFP)、ロングステイアドバイザー。2020年4月より現職。



テレワーク実施時の労務管理上の留意点  
社会保険労務士法人NSR  
代表社員 武田かおり 氏

政府・自治体、経団連他企業・団体にてセミナー500回以上登壇、支援・相談1000件以上対応。働きやすい職場環境実現のサポートを行う。NHK(Eテレ)出演、労働新聞社「テレワーク最前線」連載、日経文庫「いまさら聞けないテレワークの常識」他執筆多数。

本セミナーは会場とオンラインの同時開催となります。

会場参加申込の方には当日参加用のQRコードを発行、オンライン参加申込の方にはオンライン参加用URLをメールにてお知らせします。当日会場へお越しの際はQRコードのメール印刷、またはスマートフォンで表示して受付をお願いします。

お申込みは下記のWEBサイトまたは、QRコードよりお願いします。

<https://telework.mhlw.go.jp/kagayakutelework/seminar/2025/1127.html>

※お申込みは原則WEBサイトからのお申込みとさせていただきます。



## ● テレワーク・セミナープログラム ●

13:00	本日のセミナーについて
13:05 ~ 13:35	<p>【特別講演】 地方でのビジネス実践もテレワークは不可欠 真庭市DXモデルが拓く、地域社会とビジネスの新たな未来 株式会社まちと学びのイノベーション研究所 代表取締役 岡野智博 氏</p> <p>岡山県真庭市が実践する地域DXモデルを基に、テレワークが地方ビジネスの成長と持続可能な地域社会の実現に不可欠なことを解説します。</p>
13:35 ~ 14:05	<p>【講演】 テレワーク導入企業等の好事例(取組)紹介 地方都市で非IT企業でもテレワーク活用で企業成長 有限会社ジェム 副代表 合田了 氏</p> <p>ジェムスクールという英会話スクールと学習塾を展開。IT企業ではない。複数の実教室をホラクラシーという組織体系で運営。ITが苦手な人達も多いながらも、テレワークを全面的に導入している。企業運営の工夫や組織体系をご紹介。</p>
14:05 ~ 14:15	休憩
14:15 ~ 15:05	<p>【講演】 テレワーク導入事例紹介&amp;ICT基本事項 一般社団法人日本テレワーク協会 事務局長 村田瑞枝</p> <p>テレワークは、単なる「在宅勤務」ではなく、人手不足への対応策や、業務のムダを減らして利益を生み出すための経営手段として再注目されています。本セミナーでは、社員の働きやすさと生産性の向上を両立させたリアルな取り組み事例をもとに、明日から取り入れられる具体的な工夫や改善のヒントをご紹介します。またテレワークに欠かせないICTの留意点についても併せてご紹介します。</p>
15:05 ~ 15:55	<p>【講演】 テレワーク実施時の労務管理上の留意点 テレワークが導く地方創生と働きやすい職場づくり 社会保険労務士法人NSR 代表社員 武田かおり 氏</p> <p>場所の制約を超え、地方の人材確保やビジネス拡大に不可欠なテレワーク。厚生労働省テレワークガイドラインに基づき、中小企業が直面する労務管理の課題と解決策をわかりやすく解説します。</p>
16:00 ~ 17:00	<p>【個別相談会】※(事前に相談内容を登録した方)</p>

※個別相談会の内容についてはセミナー申込みのWEBサイトをご参照ください。

## 令和7年度テレワークセミナーの日程

回 (開催形式)	1回目 (オンライン)	2回目 (オンライン)	3回目 (オンライン)	4回目 (仙台会場)	5回目 (オンライン)	6回目 (オンライン)	7回目 (広島会場)	8回目 (オンライン)
日程	6月19日(木)	7月17日(木)	8月21日(木)	9月17日(水)	10月16日(木)	11月6日(木)	11月27日(木)	12月18日(木)
時間	13:00 ~ 16:00							
テーマ 内容	育児・介護・病氣 治療と仕事の 両立をテレワーク が解決	テレワーク 実施者と 非実施者の 不公平感を是正	経営者と社員 とのテレワーク 賛否ギャップ を解消	地方での人材 確保にもテレ ワークが役に 立つ	リモートワーク 時代の オフィスには 何がなか	テレワークが 障がい者雇用 の課題を解決	地方でのビジネス 実践もテレワーク は不可欠	テレワーク社員の マネジメントと 評価は 難しい

会場セミナー [時間] 13:00~16:00 定員に達し次第、締め切らせていただきます。

仙台会場	仙台国際センター 展示棟 会議室1	9月17日(水)	広島会場	広島国際会議場 小会議室「ラン」	11月27日(木)
4回目	テーマ	地方での人材確保にもテレワークが役に立つ	7回目	テーマ	地方でのビジネス実践もテレワークは不可欠
 <p>■交通機関のご案内</p> <p>仙台市営地下鉄 東西線 国際センター駅下車 徒歩1分</p> <p>〒980-0856 仙台市青葉区青葉山</p>			 <p>■交通機関のご案内</p> <p>広島市内電車 原爆ドーム前駅または 袋町駅下車 徒歩10分</p> <p>〒730-0811 広島市中区中島町1-5</p>		

【お問い合わせ】

一般社団法人 日本テレワーク協会 (担当: 若生)

TEL: 03-5577-4572 (受付: 9時~17時 土・日、国民の祝日を除く)

E-mail: qa@telework-seminar.com

【主催】 厚生労働省 【受託】 一般社団法人日本テレワーク協会

今年度のセミナー  
開催情報はこちらから

<https://telework.mhlw.go.jp/kagaya/kutelework/seminar/>



一般社団法人日本テレワーク協会では、個人情報の保護に努めております。詳細は弊会の「個人情報保護方針」をご覧ください。今回、申込者より提供いただきました個人情報は、適正に管理することといたします。個人情報は、本セミナー事業に係る申込受付・確認および連絡、ならびにセミナーの運営と事業に関連するご案内のために必要な範囲で利用することとし、目的外には流用いたしません。